（様式第２-３号）

生涯学習センター改修工事基本設計業務委託特定設計業務企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して営むことを目的とする。

（１）　琴浦町が発注する生涯学習センター基本設計業務委託（当該業務の変更に伴う設計業務を含む。以下「設計業務」という。）の受託。

（２）　前号に附帯する業務。

（名称）

第２条　当共同企業体は、■■■・□□□特定設計業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

害３条　当企業体は、事務所を　　　市　　　町　　番地におく。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和２年　月　日に成立し、設計業務の受託契約の履行後１ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することはできない。

２　設計業務を受託することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、設計業務に係る受委託契約が締結された日に解散するもとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員（以下「構成員）という。」は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、株式会社■■■建築設計事務所を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、設計業務の実施に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに受託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとし、設計業務について発注者と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

株式会社■■■建築設計事務所　　○％

□□□設計株式会社　　○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計業務実施の基本に関する事項、資金方法管理の決定、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ常用な事項について協議の上決定し、設計業務の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　構成員は、設計業務の履行及びその他の設計業務の実態に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行△△支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義または、企業体の代表法人の別口預金口座によって取引きするものとする。

（決　　算）

第１２条　当企業体は、業務完了の時、決算するものとする。

（利益金配当の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（設計業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

２　構成員のうち設計業務途中においては前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して設計業務を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返金は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益配当は行わない。

（構成員の除名）

第１６条の２　当企業体は構成員のうちいずれかが、設計業務途中において重要な義務の不履　　　行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（設計業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１７条　構成員のうちいずれかが設計業務途中に破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第１７条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員の内いずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後のかし担保責任）

第１８条　当企業体が解散した後においても、設計業務につきかしがあったときは、構成員が協同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１９条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり特定設計業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書２通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自保有する。

令和　　年　　月　　日

住　　所

商号又は名称　　株式会社□□□建築設計事務所

代表者氏名　　　代表取締役　　○　○　○　○　　　　印

住　　所

商号又は名称　　　■■■設計株式会社

代表者氏名　　　　代表取締役　　△　△　△　△　　　　印